

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

健康保険法の保険医療機関・保険薬局（以下、「保険医療機関等」）に指定された医療機関・薬局は、介護保険法による医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（療養病床を有する病院・診療所に限る。))の事業者として指定されたものとみなされます。（これを「みなし指定」といいます）（『指定を不要とする旨の申出』をされた場合を除く）

サービスを提供するに当たり、指定申請等の手続きはありませんが、加算を算定する場合などは、別途加算等の体制届が必要です。

みなし指定の事業を実施される場合には、サービス種類に応じて、必要な書類をご提出ください。

※届出を提出しないで広島県国保連合会に請求した場合はエラー（返戻）となります。

1 介護保険サービスを医療機関指定と同時に行う場合（期日は、医療機関指定時に詳細を送付しておりますので、そちらをご確認ください。）

次に掲げる介護保険サービスや、その加算請求を行う場合は下表のとおり届出が必要となります。

介護保険サービスの種類	左記事業を行う場合に必要な書類	加算請求をされる場合に必要な書類
○訪問看護 ○介護予防訪問看護	書類の提出は必要ありません。 (※ただし、加算請求をされる場合は右記の書類が必要です。)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <p>※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。福山市 HP の「添付書類一覧」をご覧ください。</p>
○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション	書類の提出は必要ありません。 (※ただし、加算請求をされる場合は右記の書類が必要です。)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <p>※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。福山市 HP の「添付書類一覧」をご覧ください。</p>
○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導	書類の提出は必要ありません。 (※ただし、加算請求をされる場合は右記の書類が必要です。)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <p>※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。福山市 HP の「添付書類一覧」をご覧ください。</p>
○通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別表 8） ・指定に係る記載事項（付表 7） ・通所リハビリテーションの運営規程 ・通所リハビリテーションの算定区分確認表（別紙 9-2） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1-2）及び資格証（通所リハビリテーションに係る全ての人員分） ・平面図及び写真（当該通所リハビリテーションを行う部屋を色分けするなど、明確にわかるようにしてください。また、その部屋の面積（内法）を記入してください。） <p>※ サービスを提供する人員及び設備等に変更があった場合には、別に変更届出書（様式第 9 号）等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <p>※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。福山市 HP の「添付書類一覧」をご覧ください。</p>

<p>○短期入所療養介護 ○介護予防短期入所療養介護 (療養病床を有する病院・診療所に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別表13) (医療法施行規則第49条が適用される場合や、第16条第1項第11号等に該当しない場合も届出が必要です。) ・指定に係る記載事項(付表9) ・短期入所療養介護の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-3)及び資格証(短期入所療養介護に係る全ての人員分) ・平面図及び写真(当該短期入所療養介護を行う病室等を色分けするなど、明確にわかるようにしてください。また、病室、機能訓練室、食堂、浴室の面積及び廊下幅を内法で記入してください。) <p>※ サービスを提供する人員及び設備等に変更があった場合には、別に変更届出書(様式第9号)等の提出が必要になります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <p>※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。福山市HPの「添付書類一覧」をご覧ください。</p>
--	--	---

※介護保険の請求を行わない場合、提出書類は不要です。

該当の介護保険サービスを行う際は、期日までに、必要書類を提出して審査を受けていただくこととなります。

2 体制等の変更があった場合

体制等に変更があり、事業開始時に提出された体制届の内容に変更が生じた場合(新たに算定要件を満たした時など)は、下記を参考に介護保険課に必要書類を提出してください。

【算定開始月のルール】

サービス種類	算定開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション 	<p>届出の受理日が、15日以前の場合は翌月から、16日以降の場合は翌々月からの算定になります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所療養介護 	<p>届出の受理日の翌月から算定開始となります。 (届出の受理日が、月の初日の場合はその月から算定開始となります。)</p>

(注意) 必要書類を提出する場合は、期日までに介護保険課に提出し、審査を受けてください。

※ 書類の内容に不備がある場合、事業実施が遅れる場合もありますので、なるべく早めの書類提出をお願いいたします。

上記の届出様式や加算の必要書類については、福山市介護保険課の下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/63284.html>

福山市トップページ > 担当部署で探す > 介護保険課 > 事業者の方はこちら > 6 介護給付費算定に係る体制等に関する届出 (体制届)

3 介護保険事業のみなし指定を辞退される場合

1に記載する介護保険サービスを将来にわたって実施する予定がない場合は、「指定を不要とする旨の申出書」を、介護保険課に提出してください(郵送可・FAX 不可)

※ なお、辞退された後、改めて介護保険サービスを実施することとなった場合は、新規の介護保険事業者として通常の指定申請手続きが必要となります。

《様式のアドレス》 <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/63283.html>

福山市トップページ > 担当部署で探す > 介護保険課 > 事業者の方はこちら > 5 再開届・廃止・休止届出書／指定を不要とする旨の申出書／指定辞退届出書 > 指定を不要とする旨の申出書

4 届出先・問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市役所 介護保険課 事業者指定担当 電話:084-928-1259